

志木市条例第9号

志木市市営住宅条例の一部を改正する条例

志木市市営住宅条例（平成9年志木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等に連絡をとることができる者であって、市長が適当と認めるもの（以下「緊急時等連絡先」という。）」に、「請書」を「請け書」に改める。

第14条の見出しを「（緊急時等連絡先の変更）」に改め、同条第1項及び第2項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第16条第3項中「同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に、「請書」を「請け書」に改める。

第21条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁償に充てることを請求することができない。

第43条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。